



武豊町総合体育館

〒470-2521 愛知県知多郡武豊町大字東大高字清水129番地
 電話 (0569) 72-1114 FAX (0569) 72-8506

案内図



体育館の概要

● 第一競技場 1,890㎡ (メインアリーナ)

- ・バスケットボール 2面
- ・バレーボール 3面
- ・バドミントン 10面
- ・卓球 20台

● 第二競技場 635㎡ (サブアリーナ)

- ・バスケットボール 1面
- ・バレーボール 1面
- ・バドミントン 4面

● 第三競技場 501㎡ (武道場)

- ・柔道場 1面
 - ・剣道場 1面
- (柔道場または剣道場を2面設置も可能)

● 会議室 4室

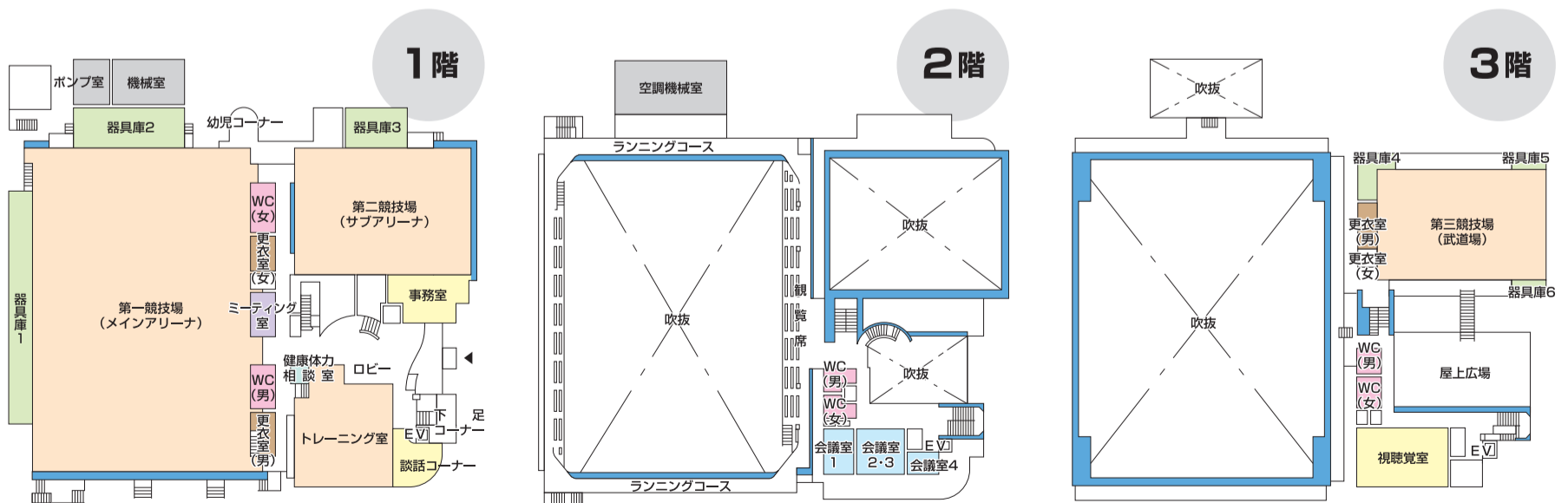
- ・第1会議室 20人収容
 - ・第2会議室 24人収容
 - ・第3会議室 24人収容
 - ・第4会議室 8人収容
- ※第2・3会議室は可動間仕切り共用使用可能

● トレーニング室 266㎡

● 視聴覚室 60人収容

● 観覧席 固定席331

体育館平面図



体育館利用の手引き

◆休館日

- ・月曜日（国民の祝日・休日の場合は開館）
- ・12月28日から翌年1月4日まで

◆開館時間・申込受付時間

- ・開館時間 = 9:00 ~ 21:30
- ・申込受付時間 = 8:30 ~ 20:30

◆使用料金

- ・使用料は、すべて体育館に設置してある自動券売機で購入した体育館利用券で納入してください。
- ・使用料は、使用日当日までに納入してください。
- ・使用料は、原則として還付しません。
- ・使用日の6日前以降のキャンセルは、キャンセル料が発生します。

◆申込方法

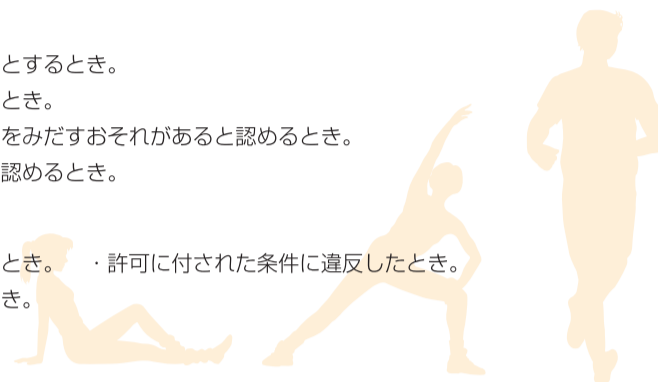
- ・予約の方法は、窓口・電話・インターネットでできます。
- ・使用月の前々月1日から窓口のみで予約を受け付けます。その翌日からは電話・インターネットでも予約を受け付けます。
- ただし、1日が日曜日または休館日の場合の窓口予約はその月の最初の開館日からとなります。その時の電話・インターネット予約は最初の開館日の翌日からとなります。
- ・予約の期限は、窓口及び電話は使用日の前日17:00、インターネットは前日中となります。
- ・大会、合宿の予約受付は、使用月の6ヶ月前の1日から窓口のみで受け付けます。

◆使用の不許可

- ・営利を目的として使用しようとするとき。
- ・使用期間が5日以上継続するとき。
- ・公の秩序若しくは善良な風俗をみだすおそれがあると認めるとき。
- ・その他、管理上支障があると認めるとき。

◆許可の取消

- ・条例及び管理規則に違反したとき。
- ・許可に付された条件に違反したとき。
- ・許可の目的以外に使用したとき。



◆使用料金表

(単位:円)

使用区分		時間区分	午前	午後1	午後2	夜間	延長 1時間	全日 継続使用
			9:00~ 12:00	13:00~ 16:00	16:00~ 18:30	18:30~ 21:30		
専用 使用	第一競技場	全面	3,600	3,600	3,000	4,200	1,200	12,000
		バレーボール(1面)	1,200	1,200	1,000	1,400	400	4,000
		バドミントン(1面)	600	600	500	700	200	2,000
		卓球(1台)	300	300	250	400	100	1,000
	第二競技場	全面	1,800	1,800	1,500	2,100	600	6,000
		バドミントン(1面)	600	600	500	700	200	2,000
		卓球(1台)	300	300	250	400	100	1,000
	第三競技場		1,800	1,800	1,500	2,100	600	6,000
	会議室(1室)		300	300	250	300	100	1,000
	視聴覚室		900	900	750	900	300	3,000
個人 使用	競技場	1人1回につき 一般100 小中学生50						
	トレーニング室	1人1回につき 一般200						

備考

- 1 第一競技場の2分の1若しくは3分の1、又は第二・第三競技場の2分の1の面積を一単位として専用使用する場合は、この表に定める使用料に2分の1又は3分の1を乗じて得た額とします。
- 2 体育、スポーツで、入場料を徴収して専用使用する場合及び体育、スポーツ以外の目的で専用使用する場合は、この表に定める使用料に3を乗じて得た額とします。
- 3 午前から午後を継続して使用する場合は、この表に定める使用料に、1時間に相当する使用料を加算した額とします。
- 4 準備又は原状回復を行う目的で使用するときは、この表に定める使用料に2分の1を乗じて得た額とします。
- 5 第一競技場の冷暖房施設を使用する場合は、この表に定める使用料に1時間につき、8,000円を加算した額とします。
- 6 「個人使用」欄の「一般」とは、高校生を含めた一般社会人をいいます。

◆使用上の注意

- トレーニング室使用者は、登録証を事務室受付に提示の上、使用してください。
- 中学生以下は、トレーニング室の利用ができません。
- 使用許可書に記載してある事項を遵守してください。
- 使用時間を厳守してください。(使用時間には、準備と片付けの時間を含みます。)
- 使用後は後片付けと清掃をし、事務室へ終了報告をしてください。
- 指定された場所以外に自動車を乗り入れ、または駐車しないでください。
- 館内は土足厳禁です。上履き専用の靴かスリッパを使用してください。
- 器具等は、職員に聞いてから準備し、使用後は定められた場所に返してください。なお、移動の際、床面を傷めないように細心の注意をしてください。
- ボール、ラケット、防具等は、各自で持参してください。
- 負傷等事故発生の場合、直ちに事務室へご連絡ください。応急処置や諸連絡はしますが、責任は負いかねますので、ご承知置きください。
- ロッカーは100円を入れ、必ず施錠してください。お金は使用後返却されます。
- 喫煙、飲食は、決められた場所で行ってください。持ち込んだ紙屑、空き缶等はすべて持ち帰ってください。
- 幼児の入館は、保護者が同伴してください。
- 使用許可を受けた場合でも、公共行事等のために、やむを得ず使用許可を取り消すことがあります。
- 使用の権利は、譲渡したり、貸与することはできません。
- 許可を受けないで、広告類の掲示や物品の展示、販売をしないでください。
- 館内では職員の指示に従い、許可以外の施設には入らないでください。